

第3次大洲市総合計画策定支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、第3次大洲市総合計画策定支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務名

第3次大洲市総合計画策定支援業務

(2) 業務の目的

別添「第3次大洲市総合計画策定支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）

(3) 業務内容

別添仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 事業規模（提案限度価格）

金16,300,000円（消費税及び地方消費税抜き）

ただし、この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意してください。

なお、本業務は債務負担行為業務（2箇年）であり、部分払いは行わず、支払いは業務完了後に一括で行うものとします。

3 実施形式

本プロポーザルは、公募型で実施します。

4 参加資格

本プロポーザルに参加をしようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 大洲市建設工事等競争入札参加者資格審査要綱（平成17年大洲市告示第22号）の規定により、令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (5) 募集開始日（公表日）において、大洲市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年大洲市告示第106号）の規定による入札参加資格停止等の処分を受けてい

ない者であること。

- (6) 大洲市暴力団排除条例（平成23年大洲市条例第22号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員等との関係を有していない者であること。
- (7) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、適正に実施できること。（過去3年間（令和4～6年度）に、大洲市（人口約40,000人）と同規模以上の地方公共団体において総合計画（基本構想・基本計画）の策定業務を行った実績を有すること。）
- (8) 個人情報保護等に関する公的資格である JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク取得）に審査登録及び更新をしていること。

5 プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施します。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和7年5月13日（火）
② 実施要領等に関する質疑受付	令和7年5月19日（月）17時まで
③ 実施要領等に関する質疑回答	令和7年5月21日（水）以降
④ 参加申込書の提出期限	令和7年5月26日（月）17時必着
⑤ 参加申込者の確認結果の通知	令和7年5月28日（水）
⑥ 企画提案書等の受付期限	令和7年6月 6日（金）17時必着
⑦ プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年6月13日（金）予定
⑧ 審査結果の通知・公表	令和7年6月下旬予定
⑨ 業務委託契約の締結・業務開始	令和7年7月上旬予定

6 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の確認

① 公表日

令和7年5月13日（火）

② 公表方法

大洲市公式ホームページ

③ 入手方法

本プロポーザルに係る実施要領等の関係書類は、下記の大洲市ホームページからダウンロード可能です。また、総合政策部企画情報課でも配布します。

URL <http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/kikakujocho/66121.html>

④ 質問の受付及び回答

1) 質問方法

実施要領、仕様書等に係る質問は、質問票（様式1）によるものとし、電子メールにより提出してください。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行ってください。

2) 受付期間

令和7年5月13日(火)から令和7年5月19日(月)17時までとします。
(受信確認は、土曜及び日曜を除く9時から17時までとします。)

3) 提出先メールアドレス及び受信確認先電話番号

企画情報課 E-mail:kikaku@city.ozu.ehime.jp

電話番号:0893-24-1728(ダイヤルイン)

4) 回答方法

令和7年5月21日(水)以降に大洲市公式ホームページに掲載します。

(2) 参加申込書の提出

① 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大洲市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出してください。

1) 参加申込書(様式2)

2) 業務受託実績書(様式3)

3) 会社概要(任意様式。パンフレット等でも可。)

4) JISQ27001(情報セキュリティマネジメントシステム)もしくはJISQ15001(プライバシーマーク取得)の登録・更新証明書

② 提出期限

令和7年5月26日(月)17時必着

③ 提出場所

大洲市総合政策部企画情報課 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

④ 提出方法

郵送又は持参

※ 郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできません。

⑤ 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

⑥ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し参加資格審査結果通知書(様式第4号)を電子メール及び文書で通知します。

(3) 企画提案書等の提出

① 企画提案書の様式等

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出してください。

1) 企画提案書表紙(様式5)

2) 企画提案書

・以下のア～オは必ず記載してください。

ア 当該業務の管理責任者調書(様式6)及び担当者調書(様式7)

イ 当該業務の業務実施体制図(任意様式)

ウ 当該業務の実施方針及び手法(任意様式)

- エ 当該業務の工程表（任意様式）
- オ 総合計画及び総合戦略の策定実績（令和４～６年度・任意様式）
- ３）見積書及び内訳書（任意様式）（消費税及び地方消費税抜き）
- ４）作成上の留意点
 - ア 提案書は、Ａ４版、用紙縦置き、横書き両面印刷（業務工程表は、Ａ３版、用紙横置き、片面印刷の上、Ａ４ファイル折）、左綴じで製本してください。
 - イ 文字の大きさは、原則として１１ポイント以上としてください。
 - ウ 文書を補完するための写真、イラストの使用は任意とします。
 - エ 提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問いません。
 - オ 提案書の下段余白中央にページ番号を付してください。
 - カ 使用言語は日本語とし、提案書の一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一ページ内に注釈を付けてください。
 - キ 企画提案書及び見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印してください。

② 提出期間

令和７年６月６日（金）１７時必着

③ 提出場所

大洲市総合政策部企画情報課

〒７９５－８６０１愛媛県大洲市大洲６９０番地の１

④ 提出方法

郵送又は持参

⑤ 提出部数

提出に当たっては、紙媒体で正本１部及び副本９部とし、紙媒体に加えＣＤ－Ｒ等に格納した電子データ（ＰＤＦ形式）も併せて提出してください。

（４）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を提出した事業者を対象に、提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

① 実施日程

令和７年６月１３日（金）予定（質疑応答を含め３０分程度）

※詳細については、企画提案者に別途連絡します。

※参加者が多数となったときは、プレゼンテーションの実施方法等を変更する場合があります。

② 実施方法

１）プロジェクト責任者が提案企画書についての説明を行うこと。

２）説明は２０分以内、質疑応答は１０分程度とします。

３）説明は、提出した企画提案書等のみを使用して行うこと。

７ 受託候補者の選定

（１）選定手順

企画提案書等の審査は、以下の「評価基準」に基づき、市が設置する「第3次大洲市総合計画策定支援業務プロポーザル審査委員会」が行います。なお、参加事業者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

評価基準		
評価項目	評価ポイント	配点
実施手順 業務工程	・ 実施手順及び業務工程は適切で具体的に示されているか。	5
業務実績 実施体制	・ 企画提案者の事業内容、類似業務の実績は業務遂行に適しているか。	5
	・ 業務遂行に妥当な組織編制、人員配置となっているか。	10
	・ プロジェクト責任者及び業務従事者の知識、経験、実績は十分か。	5
企画提案内容	・ 本業務の目的等を理解し、仕様書で定めた業務内容を十分に踏まえているか。	10
	・ 業務内容の現状認識、課題等に関する調査・検討方法、計画への反映方法について多様な視点を持ち、的確なものか。	10
	・ 市民参画の手法について、効果的かつ適切な方策が提案され、集約した意見を的確に計画に反映する手法となっているか。	10
	・ 各種会議において十分な議論の上に意見を集約できる取組体制や運営方法の提案がされているか。	10
	・ 総合計画と総合戦略を一体的に策定する方法の考え方が明確かつ適切なものか。	10
	・ 提案者が有するノウハウ等を活かした独創的かつ効果的な提案が盛り込まれているか。	10
プレゼンテーション 及びヒアリング	・ プレゼンテーション内容の説明やヒアリング（質問）に対する回答が明確でわかりやすいか。	5
見積価格	・ 企画提案者の最低価格／当該提案者の価格×配点（小数点以下は小数点第一位を四捨五入）	10
合 計 点		100

(2) 審査方法

審査は、業務実績、業務実施体制、企画提案内容（プレゼンテーション・ヒアリング内容）及び見積金額等を審査基準に基づき総合的に評価します。

(3) 受託候補者の決定

各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定します。なお、同点の場合は、評価項目「有効性・実現性」の評価点の合計点が高い者を受託候補者とします。また、受託候補者の次に合計点が高い事業者を次点者とします。

(4) 最低基準点の設定

各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行いません。

8 審査結果

審査結果は、令和7年6月下旬に、大洲市公式ホームページで公表するとともに、プロポーザル参加者全員に審査結果通知書(様式8)を電子メール及び文書で送付します。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

9 契約に関する事項

(1) 提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となりますが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により、内容を修正・変更する場合があります。

(2) 契約の締結

選定された受託候補者との協議が整い次第、大洲市契約に関する規則(平成17年大洲市規則第54号)に基づいて契約を締結することとします。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた交渉を行います。

10 提出書類の取扱い

(1) 提出された全ての書類は返却しません。

(2) 提出後の差し替え及び追加・削除は一切認めません。

(3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には利用しません。

(4) 市が追加資料の提出を求めることがあります。

11 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大洲市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、業務を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者決定前において、その決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とします。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、企画提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出書類の全てを無効とし、その者を失格とします。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示している事業規模（提案限度価格）を超える場合
- ⑦ 公告及び実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他の留意事項

その他の留意事項は次のとおりです。

- ① 企画提案書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とします。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。この場合において、本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできません。
- ③ 企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできません。
- ④ 提出された参加申込書、企画提案書等は返却しません。
- ⑤ 提出期限後における参加申込書、企画提案書等の差し替え又は再提出は認めません（市からの指示があった場合を除く。）
- ⑥ 手続きにおいて用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨とします。
- ⑦ 参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式9）により、担当課へ届け出てください。
- ⑧ 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、市が受託候補者の選定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。また、情報公開請求があった場合は、大洲市情報公開条例（平成17年大洲市条例第10号）に基づき公開することがあります。
- ⑨ 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。
- ⑩ 企画提案書に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した場合、生じた責任は企画提案書の提出者が負うものとします。
- ⑪ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負いません。

13 問い合わせ先

所在地 〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1
担当部署 大洲市 総合政策部 企画情報課 企画係
電話番号 0893-24-1728
FAX 番号 0893-24-2199
E-mail kikaku@city.ozu.ehime.jp